医療安全への取り組み

―患者さんの安全を確保するために―

市立病院ではスタッフの医療安全に対する意識を高め、安全・安心な医療を提供するため、「医療安全管理委員会」を設置しています。同委員会ではスタッフ一人ひとりの事故防止対策を推進するとともに、委員会が中心となった組織的な活動も行っています。今回は医療安全対策として実際に市立病院が行っている取り組みの一部をご紹介します。

スタッフ一人ひとりの事故防止策

お名前の確認

市立病院では、採血や注射、処置、検査、手術など医療行為の場において医療スタッフが必ず患者さんのお名前を確認しています。「お名前を確認させてください」という医療スタッフのお願いに対し、患者さんがお名前を言っていただくことで誤認を防止しています。

リストバンドの装着

また、入院患者さんにはリストバンドを装着させていただいています。このリストバンドは手術や点滴、注射、輸血などを行うときに患者さんご本人であることを確認するためのものです。リストバンドには、氏名、性別、入院病棟名が記入され、入院時のオリエンテーションの際に看護師が患者さんの名前を確認したうえで、手首に装着させていただいています。

厳重な確認作業

輸血や点滴などに使用する製剤は医療スタッフが厳重に確認作業を行っています。

例えば輸血の場合、まず臨床検査技師が医師から提出された輸血申込書に記載されたＩＤ番号、氏名、血液型、輸血歴などを確認し、輸血する血液製剤が患者さんに適合するか検査します。安全が確認されると、適合した証明として「適合書」が発行されます。

入院患者さんにはリストバンドの装着をお願いしています

情報の読み合わせ

その後、血液製剤が患者さんへ届くまでには、医師や看護師、臨床検査技師が２人以上で「適合書」をもとに、患者さんの情報と使用する製剤が一致しているか繰り返し読み合わせを行います。輸血直前には患者さんご本人にもお名前を言っていただき、確認がとれたうえで輸血を開始します。これらの確認作業は輸血終了時まで行われ、輸血中も発熱や血圧低下などの副作用がないか患者さんの状態を常に観察します。

輸血終了後、これらの情報が看護師から臨床検査技師に伝えられ、副作用がなかったかなど最終確認が行われます。伝えられた情報は患者さんの輸血歴として厳重に保管され、次回以降、安全な輸血療法を行うための重要な情報として役立てられます。

このように医療スタッフが繰り返し確認作業を行うことで医療の安全を確保しています。

■輸血実施における確認作業

①臨床検査技師による確認
- 輸血申込書と患者さんの情報を確認
- 血液の適合検査による安全性の確認

②臨床検査技師と看護師による確認
- 適合書と血液製剤に添付された情報の読み合わせ

③看護師と医師による確認
- 輸血実施前に適合書、血液製剤、患者さんの情報を読み合わせ
- 輸血中には患者さんの状態を観察

④臨床検査技師による確認
- 総合的な最終確認

医療安全管理委員会での取り組み

インシデント・アクシデントレポート制度

医療事故を防ぐために重要なのは現場で働くスタッフからの意見や問題提起です。

市立病院では各診療科、病棟などのスタッフからインシデント・アクシデントレポートを随時回収しています。このレポートはついうっかりしてしまった出来事や、間違いを起こしそうになったことなどを記録しておくもので、実際に現場で起こったことや事故を防ぐための提案が書き込まれます。レポートをもとに具体的な対策が医療安全管理委員会で話し合われ、その内容は各部署のスタッフへ報告されます。

■報告書による業務改善の流れ

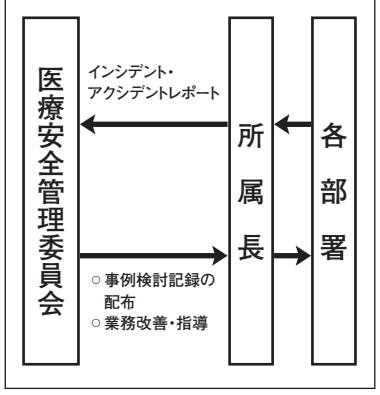

「実際に起きたことを隠さず、どんな小さなことでも報告すること。そして、重大事故につながらない業務手順や確認の仕組みを整備し、スタッフ全員が共有することで業務改善が図られ、事故を防止することにつながっていくのです」と医療安全対策を担当する高橋日子看護部副部長は話します。

◇　◇　◇

医療の安全を確保するうえで何より大切なのはスタッフ各個人の医療安全に対する意識です。今後も医療の現場で事故が起きないよう、医療安全管理委員会を中心に安全対策に取り組んでいきます。

【産婦人科】腹腔鏡下手術専門外来を開設

今日では腹腔鏡下での手術が一般的になりつつありますが、それでもまだ専門性の高い手術領域と考えられます。

市立病院産婦人科ではその専門分野の医師が、診断～手術～その後のフォローまで一貫した治療を行っています。

また、当科では週3回の腹腔鏡下手術日を設けているため、現在のところ診断から手術までの待ち時間が約1か月と比較的短めとなっています。

診察日	毎週木曜日
診察時間	午前9時～正午
対象疾患	子宮筋腫、卵巣腫瘍、子宮内膜症、不妊症、一部の婦人科悪性疾患
診察内容	腹腔鏡下手術全般の相談
受診方法	原則として予約制です。 月～金曜日の午前9時から午後5時までに産婦人科外来へ電話予約を。 ☎946・2200

病院の窓

草加市病院事業管理者
（兼）病院長
高元俊彦

市民から信頼を得ること、そして健全経営を目指しています

最近メディアを通して産科、小児科、救急といった分野での医療崩壊が報道されています。特に不採算部門の医療サービスを担う公的病院の経営悪化は深刻で、これまで有名病院といわれた医療機関が次々と診療休止や規模の縮小に追い込まれています。

この要因として、国による医療費抑制政策や医師養成制度の不備もありますが、公的病院の弱点として、これまで形式や規則ばかりにとらわれるあまり、改革への意思決定が遅く、時代に追いつけない状況がありました。

しかし、医師不足などの厳しい医療環境にもかかわらず、草加市立病院はどの自治体にも優る市議会の支援と強い行政力によって年々業績を伸ばし、改革のスピードを加速してきています。

これからの草加市立病院は脳血管障害、心臓病、癌など高次医療機関としての機能も発揮できるような先進的な病院としてさらに発展させ、市民の皆様に誇れる財産として共有していただきたいと願っています。

そのために、健全経営を図りながら我々が自らの使命を誠実に果たすことは重要です。そして、市民の皆様にも自らの町に働く医療者の良き理解者となっていただき、お互いが信頼し合い、心の通う医療行政を築きたいと思います。

市立病院では臨時職員（登録者）を募集しています。詳しくは、市立病院ホームページで。